

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。以下同じ。

改正後	改正前
別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達	別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達
目次	目次
第 2 編 酒税法関係	第 2 編 酒税法関係
第 1 条～第 36 条 (省略)	第 1 条～第 36 条 (同左)
(削除)	<u>第 41 条 酒類の検定</u>
(削除)	<u>第 42 条 検定前の酒類等の処分禁止</u>
第 43 条～第 48 条 (省略)	第 43 条～第 48 条 (同左)
(削除)	<u>第 49 条 検査を受ける義務</u>
第 50 条～第 53 条の 2 (省略)	第 50 条～第 53 条の 2 (同左)
附則 <u>(平成 9 年法律第 21 号関係)</u>	附則
附則 <u>(平成 15 年法律第 8 号関係)</u>	(新設)
第 3 編 租税特別措置法関係	第 3 編 租税特別措置法関係
第 87 条～第 87 条の 3 (省略)	第 87 条～第 87 条の 3 (同左)
(削除)	<u>第 87 条の 4 発泡酒に係る酒税の税率の特例</u>
<u>第 87 条の 6 ビールに係る酒税の税率の特例</u>	(新設)
第 87 条の <u>7</u> 外航船等に積み込む酒類の免税	第 87 条の <u>6</u> 外航船等に積み込む酒類の免税

改正後	改正前																						
第２編 酒税法関係 第３条 その他の用語の定義 （共通事項） １～１２ （省略） １３ 酒類の製成の時期 酒類の製成の時期とは、法第３条《その他の用語の定義》各号に定める酒類の種類ごとにその製造方法に従って、次のときをいう。	第２編 酒税法関係 第３条 その他の用語の定義 （共通事項） １～１２ （同左） （新設）																						
<table> <tr> <th>種 類</th><th>製 成 の 時 期</th></tr> <tr> <td>清酒</td><td><u>こしたとき（かすこしたときを含む。）又は清酒に炭酸水を混和したとき。</u></td></tr> <tr> <td>合 成 清酒</td><td><u>原料品を混和したとき、発酵させたとき又はこしたとき。</u></td></tr> <tr> <td>しょうちゅう</td><td><u>蒸留が終わったとき又は原料品を混和したとき。</u></td></tr> <tr> <td>みりん</td><td><u>こしたとき（かすこしたときを含む。）又は原料品を混和したとき。</u></td></tr> <tr> <td>ビール</td><td><u>主発酵が終わったとき又はビールに炭酸水を混和したとき。</u></td></tr> <tr> <td>果実酒類</td><td> <u>１ 主発酵（糖類を加えて更に発酵させた場合を含む。）が終わったとき。</u> <u>２ 主発酵（糖類を加えて更に発酵させた場合を含む。）が終わった後又はブランデー等を混和した後にこす場合にはそのこしたとき。</u> <u>３ ブランデー等、糖類、香料、色素、薬剤又は水を加えたとき。</u> <u>４ 植物を浸してその成分を浸出させるものについては浸出し終わったとき又はろ過したとき。</u> <u>５ 果実酒類に炭酸水を混和したとき。</u> </td></tr> <tr> <td>ウイスキー類</td><td><u>蒸留が終わったとき又は原料品を混和したとき。</u></td></tr> <tr> <td>スピリッツ類</td><td> <u>１ 蒸留が終わったとき。</u> <u>２ 原料品を混和したとき又はろ過したとき。</u> <u>３ 主発酵が終わったとき又はこしたとき。</u> </td></tr> <tr> <td>リキュール類</td><td> <u>１ 原料品を混和したとき又はろ過したとき。</u> <u>２ すりつぶしたとき。</u> </td></tr> <tr> <td>雑酒</td><td> <u>１ 主発酵が終わったとき又はこしたとき。</u> <u>２ すりつぶしたとき。</u> <u>３ 原料品を混和したとき又はろ過したとき。</u> <u>４ 粉末状にしたとき又はこれに糖類その他の物品を混和して粉末状にしたとき。</u> </td></tr> </table>	種 類	製 成 の 時 期	清酒	<u>こしたとき（かすこしたときを含む。）又は清酒に炭酸水を混和したとき。</u>	合 成 清酒	<u>原料品を混和したとき、発酵させたとき又はこしたとき。</u>	しょうちゅう	<u>蒸留が終わったとき又は原料品を混和したとき。</u>	みりん	<u>こしたとき（かすこしたときを含む。）又は原料品を混和したとき。</u>	ビール	<u>主発酵が終わったとき又はビールに炭酸水を混和したとき。</u>	果実酒類	<u>１ 主発酵（糖類を加えて更に発酵させた場合を含む。）が終わったとき。</u> <u>２ 主発酵（糖類を加えて更に発酵させた場合を含む。）が終わった後又はブランデー等を混和した後にこす場合にはそのこしたとき。</u> <u>３ ブランデー等、糖類、香料、色素、薬剤又は水を加えたとき。</u> <u>４ 植物を浸してその成分を浸出させるものについては浸出し終わったとき又はろ過したとき。</u> <u>５ 果実酒類に炭酸水を混和したとき。</u>	ウイスキー類	<u>蒸留が終わったとき又は原料品を混和したとき。</u>	スピリッツ類	<u>１ 蒸留が終わったとき。</u> <u>２ 原料品を混和したとき又はろ過したとき。</u> <u>３ 主発酵が終わったとき又はこしたとき。</u>	リキュール類	<u>１ 原料品を混和したとき又はろ過したとき。</u> <u>２ すりつぶしたとき。</u>	雑酒	<u>１ 主発酵が終わったとき又はこしたとき。</u> <u>２ すりつぶしたとき。</u> <u>３ 原料品を混和したとき又はろ過したとき。</u> <u>４ 粉末状にしたとき又はこれに糖類その他の物品を混和して粉末状にしたとき。</u>	
種 類	製 成 の 時 期																						
清酒	<u>こしたとき（かすこしたときを含む。）又は清酒に炭酸水を混和したとき。</u>																						
合 成 清酒	<u>原料品を混和したとき、発酵させたとき又はこしたとき。</u>																						
しょうちゅう	<u>蒸留が終わったとき又は原料品を混和したとき。</u>																						
みりん	<u>こしたとき（かすこしたときを含む。）又は原料品を混和したとき。</u>																						
ビール	<u>主発酵が終わったとき又はビールに炭酸水を混和したとき。</u>																						
果実酒類	<u>１ 主発酵（糖類を加えて更に発酵させた場合を含む。）が終わったとき。</u> <u>２ 主発酵（糖類を加えて更に発酵させた場合を含む。）が終わった後又はブランデー等を混和した後にこす場合にはそのこしたとき。</u> <u>３ ブランデー等、糖類、香料、色素、薬剤又は水を加えたとき。</u> <u>４ 植物を浸してその成分を浸出させるものについては浸出し終わったとき又はろ過したとき。</u> <u>５ 果実酒類に炭酸水を混和したとき。</u>																						
ウイスキー類	<u>蒸留が終わったとき又は原料品を混和したとき。</u>																						
スピリッツ類	<u>１ 蒸留が終わったとき。</u> <u>２ 原料品を混和したとき又はろ過したとき。</u> <u>３ 主発酵が終わったとき又はこしたとき。</u>																						
リキュール類	<u>１ 原料品を混和したとき又はろ過したとき。</u> <u>２ すりつぶしたとき。</u>																						
雑酒	<u>１ 主発酵が終わったとき又はこしたとき。</u> <u>２ すりつぶしたとき。</u> <u>３ 原料品を混和したとき又はろ過したとき。</u> <u>４ 粉末状にしたとき又はこれに糖類その他の物品を混和して粉末状にしたとき。</u>																						

改正後	改正前
(清酒の定義) 1～3 (省略) 4 清酒原料米の重量不足の場合の酒類の種類等 令第2条に規定する原料の重量が、米の重量を超える製造方法により製造された酒類の種類及び品目等は、その使用した米の重量又は製造された酒類のエキス分により合成清酒、スピリッツ又はその他の雑酒となるから留意する。 (注) <u>1 原料用アルコールの重量の計算方法は次による。</u> <u>イ 原料用アルコールの数量(ℓ)×原料用アルコールのアルコール分(度)÷100＝純アルコール数量(ℓ)</u> <u>ロ 純アルコール数量(ℓ)÷0.95＝アルコール分95度換算数量(ℓ)</u> <u>ハ アルコール分95度換算数量(ℓ)×95度アルコール1ℓ当たりの重量(0.8161kg)＝原料用アルコールの重量(kg)</u> <u>2 当該酒類を原料として使用した米の重量がその酒類のアルコール分を 20 度に換算した場合の重量の 100 分の5以下で、その原料としてアルコール又はしょうちゅうを使用しており、かつ、香味、色沢その他の性状が清酒に類似している場合には合成清酒に該当する。</u> その他の場合で、当該酒類のエキス分が2度未満である場合にはスピリッツに、当該酒類のエキス分が2度以上である場合にはその他の雑酒に、それぞれ該当する。 (しょうちゅうの定義) 1～10 (省略) 11 アルコール含有物を蒸留したものの種類等 アルコール含有物である酒類を蒸留したもので、そのアルコール分が45度以下(連続式蒸留機により蒸留したものについてはアルコール分が36度未満)の酒類の種類及び品目等は、次のとおりとなる。 (1)～(9) (省略) (10) 発泡酒を蒸留したもの <u>しょうちゅう</u>、ウイスキー又はスピリッツ (11) (省略) (ビールの定義) 1 (省略)	(清酒の定義) 1～3 (同左) 4 清酒原料米の重量不足の場合の酒類の種類 令第2条に規定する原料の重量が、米の重量を超える製造方法により製造された酒類は、その使用した米の重量又は製造された酒類のエキス分により合成清酒、スピリッツ又はその他の雑酒となるから留意する。 (注) ①当該酒類を原料として使用した米の重量がその酒類のアルコール分を 20 度に換算した場合の重量の 100 分の5以下で、その原料としてアルコール又はしょうちゅうを使用しており、かつ、香味、色沢その他の性状が清酒に類似している場合には合成清酒に該当し、②その他の場合で、当該酒類のエキス分が2度未満である場合にはスピリッツに、当該酒類のエキス分が2度以上である場合にはその他の雑酒に、それぞれ該当する。 (しょうちゅうの定義) 1～10 (同左) 11 アルコール含有物を蒸留したものの種類等 アルコール含有物である酒類を蒸留したもので、そのアルコール分が45度以下(連続式蒸留機により蒸留したものについてはアルコール分が36度未満)の酒類の種類及び品目等は、次のとおりとなる。 (1)～(9) (同左) (10) 発泡酒を蒸留したもの ウイスキー又はスピリッツ (11) (同左) (ビールの定義) 1 (同左)

改正後	改正前
2 <u>ビールの原料の重量計算</u> <u>ビールの原料として、麦芽を原料の一部として製造した物品（アルコール含有物を除く。）を使用する場合の麦芽の重量及び麦芽比率は、その物品の原料とした麦芽の重量を含めて計算する。</u> <u>（注） 麦芽を原料の一部として製造した物品の一部をビールの原料として使用する場合には、その物品の原料（水を除く。）の重量比によりあん分計算を行い、ビールの原料として使用された麦芽の重量を算出する。</u> 3 <u>「残しビール」の意義等</u> <u>「残しビール」とは、ビールの製造工程中、発酵容器における発酵又は調熟が終わったビールを移動した際に当該発酵容器に残したビールをいう。</u> <u>（注） 「残しビール」は、酒類に該当するものであるが、酒母、もろみ及びこうじの定義の3〈残しビール等の取扱い〉に定めるところにより酒母として取扱う場合があることに留意する。</u> （果実酒類の定義） 1～7 （省略） （スピリッツ類の定義） 1 スピリッツ類から除く酒類 法第3条第10号に規定するスピリッツ類から除く「<u>麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの</u>」とは、麦芽<u>又は麦</u>を原料の全部としたものを含み、発泡酒に該当する酒類をいう。 2 「<u>麦芽又は麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部としたもの</u>」の意義 法第3条第10号に掲げる「<u>麦芽又は麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部としたもの</u>」とは、しょうちゅう又はウイスキー類に該当する酒類以外のもの（例えば、いわゆるウオッカ、ジン等）をいう。 （雑酒の定義） （削除） （削除） 1 <u>発泡酒の原料の重量計算</u> <u>発泡酒の原料の重量計算における麦芽比率の計算に当</u>	（新設） （新設） （果実酒の定義） 1～7 （同左） （スピリッツの定義） 1 スピリッツ類から除く酒類 法第3条第10号に規定するスピリッツ類から除く「<u>麦芽を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの</u>」とは、麦芽を原料の全部としたものを含み、発泡酒に該当する酒類をいう。 2 「<u>麦芽を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したもの</u>」の意義 法第3条第10号に掲げる「<u>麦芽を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したもの</u>」とは、ウイスキー類に該当する酒類以外の<u>もので、例えばいわゆるウオッカ又はジンのようなスピリッツをいう。</u> （雑酒の定義） 1 <u>発泡酒の原料の重量計算</u> （省略） 2 <u>「みりんに類似するもの」の取扱い</u> （省略） （新設）

改正後	改正前
<u>たつては、ビールの定義の２〈ビールの原料の重量計算〉の定めを準用する。</u> <u>(注) 麦芽を原料の全部又は一部としたアルコール含有物は、令第 19 条《発泡酒の原料の重量の計算》によることに留意する。</u> 2 「残し発泡酒」の意義等 <u>「残し発泡酒」とは、麦芽、麦等を発酵させた発泡酒のうち、発泡酒の製造工程中、発酵容器における発酵又は調熟が終わった発泡酒を移動した際に当該発酵容器に残した発泡酒をいう。</u> <u>(注) 「残し発泡酒」は、酒類に該当するものであるが、酒母、もろみ及びこうじの定義の３〈残しビール等の取扱い〉に定めるところにより酒母として取扱う場合があることに留意する。</u> (酒母、もろみ及びこうじの定義) 1・2 (省略) 3 残しビール等の取扱い <u>残しビール等（残しビール及び残し発泡酒をいう。以下同じ。）のうち、次の用途に使用するものは、発酵容器から取り出した時点をもって、その残しビール等全体を酒母として取り扱う。</u> <u>(1) ビール又は発泡酒を製造するための酵母。ただし、残しビール等をビール又は発泡酒と酵母に分離した場合を除く。</u> <u>(2) 乾燥酵母等（酵母細胞を死滅させ発酵力をなくした不活性なものをいう。以下同じ。）の製造</u> <u>(3) 医薬品、飼料等の原料</u> <u>(注) 1 ビールの製造に残し発泡酒を使用した場合には、その残し発泡酒に使用した原料によりビールに該当しない場合があることに留意する。</u> <u>2 アルコール分を有する残しビール等(麦芽を原料の全部又は一部としたものに限る。)を発泡酒の製造に使用する場合は、令第 19 条《発泡酒の原料の重量の計算》のアルコール含有物に該当することに留意する。</u> <u>3 この規定の用途以外に使用する残しビール等は、ビールの定義の２〈「残しビール」の意義等〉及び雑酒の定義の２〈「残し発泡酒」の意義等〉による酒類であることに留意する。</u> 4・5 (省略)	(新設) (酒母、もろみ及びこうじの定義) 1・2 (同左) (新設) 3・4 (同左)

改正後	改正前
第7条 酒類の製造免許 第2項関係 1 法定製造数量の計算 法定製造数量（法第7条《酒類の製造免許》第2項（同条第3項の規定の適用がある場合を含む。）に規定されている一の製造場における免許を受けた後1年間の酒類の製造見込数量をいう。以下同じ。）の計算は、<u>第3条（共通事項）の13〈酒類の製成の時期〉に定める時期に測定すべき数量による。</u> 第8条 酒母等の製造免許 1 （省略） 2 <u>残しビール等に係る酒母の製造免許の取扱い</u> <u>酒母として取り扱う残しビール等について、継続して他者に譲り渡すこととなる場合においては、酒母の製造免許を要するのであるから留意する。</u> 3 （省略） 第11条 免許の条件 第1項関係 1 「製造する酒類の数量の条件」の取扱い 製造する酒類の数量につき条件を付ける場合又は条件として付けた数量（以下「製造制限数量」という。）を緩和若しくは解除する場合は、次により行う。 (1) （省略） (2) 製造制限数量の算定方法 免許に際し条件として付ける製造制限数量は、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げるところにより算出した数量とし、その算出数量にキロリットル位（試験製造免許についてはリットル位。以下同じ。）未満の端数があるときは、その端数を四捨五入してキロリットル位にとどめる。 (注) 1 （省略） 2 条件として付ける製造制限数量は、原則として<u>第3条（共通事項）の13〈酒類の製成の時期〉に定める時期に測定すべき数量によるが、合成清酒についてはアルコール分を20度、しょうちゅうについては、アルコール分を25度にそれぞれ換算した数量による。ただし、免許を受けた酒類の原料とするために製造する酒類は、製造制限数量には算入しない。</u> イ・ロ （省略）	第7条 酒類の製造免許 第2項関係 1 法定製造数量の計算 法定製造数量（法第7条《酒類の製造免許》第2項（同条第3項の規定の適用がある場合を含む。）に規定されている一の製造場における免許を受けた後1年間の酒類の製造見込数量をいう。以下同じ。）の計算は、<u>法第41条《酒類の検定》第1項に基づく検定数量による。</u> 第8条 酒母等の製造免許 1 （同左） （新設） 2 （同左） 第11条 免許の条件 第1項関係 1 「製造する酒類の数量の条件」の取扱い 製造する酒類の数量につき条件を付ける場合又は条件として付けた数量（以下「製造制限数量」という。）を緩和若しくは解除する場合は、次により行う。 (1) （同左） (2) 製造制限数量の算定方法 免許に際し条件として付ける製造制限数量は、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げるところにより算出した数量とし、その算出数量にキロリットル位（試験製造免許についてはリットル位。以下同じ。）未満の端数があるときは、その端数を四捨五入してキロリットル位にとどめる。 (注) 1 （同左） 2 条件として付ける製造制限数量は、原則として<u>法第41条《酒類の検定》に基づく検定数量によるが、合成清酒についてはアルコール分を20度、しょうちゅうについては、アルコール分を25度にそれぞれ換算した数量による。ただし、免許を受けた酒類の原料とするために製造する酒類は、製造制限数量には算入しない。</u> イ・ロ （同左）

改正後	改正前
第12条 酒類の製造免許の取消及び第13条 酒母等の製造免許の取消 1～3 (省略) 4 法定製造数量不達期間の計算 法第12条《酒類の製造免許の取消》第4号に規定する3年以上引き続き法定製造数量に達していないかどうかを判定する場合の計算は、<u>法第47条《申告義務》第2項に規定する期間による。</u> 第22条 課税標準及び税率 第1項関係 1～3 (省略) 4 発泡酒の税率適用の取扱い 法第22条第1項第10号イに規定する発泡酒の税率は、<u>令第19条《発泡酒の原料の重量の計算》及び規則第7条《発泡酒の原料の重量の計算》の規定に基づき計算した麦芽比率により判定する。</u> (注) 1 <u>規則第7条の糖類には含糖質物を含むことに取り扱う。</u> 2 <u>原料に麦芽を使用していない場合には、法第22条第1項第10号イ(3)に規定する「その他のもの」に該当することに留意する。</u> (計算例) ・発泡酒の原料の重量等 麦芽43.5 kg 麦70 kg 糖類65 kg <u>(含有される水分の重量が100分の25のもの)</u> <u>アルコール含有物 10 ℓ</u> <u>(アルコール含有物 1,000ℓの製造に使用した麦芽の重量 150 kg、アルコール含有物のアルコール分 5度)</u> ・麦芽の重量の計算 43.5 kg + $\frac{150 \text{ kg}}{1,000\ell} \times 10\ell = 45 \text{ kg}$.....A (麦芽) (アルコール含有物の麦芽：令19①) ・原料の重量の計算 $43.5 \text{ kg} + 70 \text{ kg} + 65 \text{ kg} - 65 \text{ kg} \times \frac{25-20}{100}$ (麦芽) (麦) (糖類) [規7] $+ \frac{10\ell}{1,000\ell} \times 20 \text{ kg} \times 5(\text{度}) = 176.2 \text{ kg}$.....B (令19②) ※ 小数点以下第2位未満の端数切捨て	第12条 酒類の製造免許の取消及び第13条 酒母等の製造免許の取消 1～3 (同左) 4 法定製造数量不達期間の計算 法第12条《酒類の製造免許の取消》第4号に規定する3年以上引き続き法定製造数量に達していないかどうかを判定する場合の計算は、<u>規則第15条《申告義務》第1項各号に規定する期間による。</u> 第22条 課税標準及び税率 第1項関係 1～3 (同左) (新設)

改正後	改正前
・麦芽比率（税率適用区分） $\frac{A}{B} = 25.5\% \text{（法 22①十イ(2)適用）}$ 5 「みりに類似するもの」の取扱い <u>法第 22 条第 1 項第 10 号ハの(1)に規定する「みりに類似するもの」に該当する酒類は、その他の雑酒のうち、酒類 1 キロリットルにつき 1 キログラム以上の木灰等を原料として使用した、水素イオン指数(pH)は 5.5 以上のもの（例えばいわゆる赤酒、地酒（じしゅ）又は地伝酒）をいう。</u> 第 28 条 未納税移出 第 1 項関係 1 ～10 （省略） 11 「税率の適用区分」等の意義 法第 28 条《未納税移出》第 7 項、法第 30 条の 2《移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告》第 1 項、法第 30 条の 3《引取りに係る酒類についての課税標準及び税額の申告》第 1 項、令第 33 条《未納税移出の承認申請》、令第 34 条《未納税移出が認められるために必要な申告書の添付書類等》及び令第 35 条《未納税引取》から令第 38 条《控除又は還付を受けようとする酒税額の計算に関する書類》までに規定する「税率の適用区分」とは、次の区分をいう。 (1) 法第22条《課税標準及び税率》第 1 項、第 2 項又は第 3 項の適用区分 <u>(注) 措置法第87条の 3《合成清酒等に係る酒税の税率の特例》の適用を受けたものについては、同条第 1 項各号の区分をいう。</u> (2) （省略） (3) 発泡酒については法第 22 条《課税標準及び税率》第 1 項第 10 号のイの(1)、(2)及び(3)の区分 (4) （省略） 第 2 項関係 1 酒税を免除する場合の要件 未納税移出酒類に係る酒税を免除する場合は、納税申告書を法定申告期限内に提出した場合で、かつ、法第28条《未納税移出》第 2 項に規定する書類が添付された場合又は法第28条の 2《未納税移出に関する特例》第 1 項	(新設) 第 28 条 未納税移出 第 1 項関係 1 ～10 （同左） 11 「税率の適用区分」等の意義 法第 28 条《未納税移出》第 7 項、法第 30 条の 2《移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告》第 1 項、法第 30 条の 3《引取りに係る酒類についての課税標準及び税額の申告》第 1 項、令第 33 条《未納税移出の承認申請》、令第 34 条《未納税移出が認められるために必要な申告書の添付書類等》及び令第 35 条《未納税引取》から令第 38 条《控除又は還付を受けようとする酒税額の計算に関する書類》までに規定する「税率の適用区分」とは、次の区分をいう。 (1) 法第22条《課税標準及び税率》第 1 項、第 2 項又は第 3 項の適用区分 (2) （同左） (3) 発泡酒については法第 22 条《課税標準及び税率》第 1 項第 10 号のイの(1)、(2)及び(3)の区分 <u>(注) 措置法第 87 条の 4《発泡酒に係る酒税の税率の特例》の適用を受けたものについては、同条第 1 号、第 2 号及び第 3 号の区分をいう。</u> (4) （同左） 第 2 項関係 1 酒税を免除する場合の要件 未納税移出酒類に係る酒税を免除する場合は、納税申告書を法定申告期限内に提出した場合で、かつ、法第28条《未納税移出》第 2 項に規定する書類が添付された場合又は法第28条の 2《未納税移出に関する特例》第 1 項

改正後	改正前
に規定する方法によりその明細を明らかにしている場合に限るのであるから留意する。ただし、法第28条《未納税移出》第3項の規定により、添付書類の提出予定日を税務署長に届け出たとき又は添付書類の提出について税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。 第29条 輸出免税 第2項関係 1 （省略） 2 酒税を免除する場合の要件 輸出酒類に係る酒税を免除する場合は、納税申告書を法定申告期限内に提出した場合で、かつ、法第29条《輸出免税》第2項に規定する書類が添付された場合に限るものであるから留意する。ただし、同条第3項の規定により添付書類の提出予定日を税務署長に届け出たとき又は添付書類の提出について税務署長の承認を受けたときはこの限りでない。 第30条 戻入りの場合の酒税額の控除等 第1項関係 1～5 （省略） 6 「この項又は第3項の規定による控除が行われている場合」等の意義 法第30条《戻入りの場合の酒税額の控除等》第1項に規定する「この項又は第3項の規定による控除が行われている場合」及び同条第3項に規定する「第1項又はこの項の規定による控除が行われている場合」の意義は、次のとおりとする。	に規定する方法によりその明細を明らかにしている場合に限るのであるから留意する。ただし、法第28条《未納税移出》第3項の規定により、添付書類の提出予定日を税務署長に届け出たとき又は添付書類の提出について税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。 <u>なお、納税申告書に法第28条《未納税移出》第2項又は第3項の規定による書類が添付されていたときにおいて納税申告書に免除額を記載しなかった場合は、通則法第24条《更正》の規定による更正ができることとし、また、同法第23条《更正の請求》の規定による更正の請求があったときは、その事実が、真正なものと認められるときに限り、更正の請求を認めることとする。</u> 第29条 輸出免税 第2項関係 1 （同左） 2 酒税を免除する場合の要件 輸出酒類に係る酒税を免除する場合は、納税申告書を法定申告期限内に提出した場合で、かつ、法第29条《輸出免税》第2項に規定する書類が添付された場合に限るものであるから留意する。ただし、同条第3項の規定により添付書類の提出予定日を税務署長に届け出たとき又は添付書類の提出について税務署長の承認を受けたときはこの限りでない。 <u>なお、納税申告書に、同条第2項又は第3項の規定による書類が添付されていたときにおいて納税申告書に免除額を記載しなかった場合は、通則法第24条《更正》の規定による更正ができることとし、また、通則法第23条《更正の請求》の規定による更正の請求があったときは、その事実が、真正なものと認められるときに限り、更正の請求を認めることとする。</u> 第30条 戻入りの場合の酒税額の控除等 第1項関係 1～5 （同左） 6 「この項又は第3項の規定による控除が行われている場合」等の意義 法第30条《戻入りの場合の酒税額の控除等》第1項に規定する「この項又は第3項の規定による控除が行われている場合」及び同条第3項に規定する「第1項又はこの項の規定による控除が行われている場合」の意義は、次のとおりとする。